

○ 個人課税事務提要（様式編Ⅰ）法令解釈 第13章 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																												
<p style="text-align: center;">更正決定等通知書（一般用／本表の二）裏面</p> <p style="text-align: center;">延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）</p> <p>延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新たに納付すべき本税の額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">(延滞税の割合) 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small></td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">(期間(日数)) 確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3 6 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成14年11月30日の公定歩合は0.1% ですので平成15年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。 ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 ○ 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○ 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○ 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。 ○ 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。） ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>	新たに納付すべき本税の額	×	(延滞税の割合) 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small>	×	(期間(日数)) 確定申告期限 の翌日から 完納の日まで	=	延滞税の額			3 6 5					<p style="text-align: center;">延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）</p> <p>延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新たに納付すべき本税の額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">(延滞税の割合) 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small></td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">(期間(日数)) 確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3 6 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成13年11月30日の公定歩合は0.1% ですので平成14年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。 ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 ○ 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○ 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○ 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。 ○ 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。） ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>	新たに納付すべき本税の額	×	(延滞税の割合) 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small>	×	(期間(日数)) 確定申告期限 の翌日から 完納の日まで	=	延滞税の額			3 6 5				
新たに納付すべき本税の額	×	(延滞税の割合) 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small>	×	(期間(日数)) 確定申告期限 の翌日から 完納の日まで	=	延滞税の額																							
		3 6 5																											
新たに納付すべき本税の額	×	(延滞税の割合) 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small>	×	(期間(日数)) 確定申告期限 の翌日から 完納の日まで	=	延滞税の額																							
		3 6 5																											

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）裏面

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{新たに納付す} & \text{(延滞税の割合)} & \text{(期間(日数))} & \\ \text{べき本税の額} & \times & \times & \\ \hline \text{365} & \times & \text{7.3\% (注)} & \\ & & \text{(納期限の翌日から2月を} & \\ & & \text{経過した日以後は14.6\%)} & \\ \hline & & \text{確定申告期限} & \\ & & \text{の翌日から} & \\ & & \text{完納の日まで} & \\ \hline & & & \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成14年11月30日の公定歩合は0.1%
ですので平成15年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、郵便局の通常貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することとなりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正前

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{新たに納付す} & \text{(延滞税の割合)} & \text{(期間(日数))} & \\ \text{べき本税の額} & \times & \times & \\ \hline \text{365} & \times & \text{7.3\% (注)} & \\ & & \text{(納期限の翌日から2月を} & \\ & & \text{経過した日以後は14.6\%)} & \\ \hline & & \text{確定申告期限} & \\ & & \text{の翌日から} & \\ & & \text{完納の日まで} & \\ \hline & & & \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成13年11月30日の公定歩合は0.1%
ですので平成14年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、郵便局の通常貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することとなりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

更正決定等通知書（総所得金額等の計算書（損益通算用）／付表の一）

平成 年分 総所得金額等の計算書（損益通算用）

1 經常所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	損失額又は所得金額
事業所得	円	円	円	円
雑所得	円	円	円	円
不動産所得	円	円	円	円
配当所得	円	円	円	円
雑所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
短期譲渡所得	円	円	円	円	円
長期譲渡所得	円	円	円	円	円
一時所得	円	円	円	円	円

3 「經常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	第3次通算後	損失額又は所得金額
分離事業・雑所得	円	円	円	円	円
分離以外の經常所得	円	円	円	円	円
短期譲渡所得	円	円	円	円	円
長期譲渡所得	円	円	円	円	円
一時所得	円	円	円	円	円
山林所得	円	円	円	円	円
退職所得	円	円	円	円	円

4 総所得金額等の赤字（純損失額）の内訳

所得の種類	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
総所得の赤字	円	円	円	円

5 総所得金額等の計算

所得の種類	通算後の所得金額	特別控除額	所得金額(④-⑥)
総所得	円	円	円
所得	円	円	円
所得	円	円	円
所得	円	円	円

()枚のうち()枚H

改正前

平成 年分 総所得金額等の計算書（損益通算用）

1 經常所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	損失額又は所得金額
事業所得	円	円	円	円
雑所得	円	円	円	円
不動産所得	円	円	円	円
配当所得	円	円	円	円
雑所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
短期譲渡所得	円	円	円	円	円
長期譲渡所得	円	円	円	円	円
一時所得	円	円	円	円	円

3 「經常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	第3次通算後	損失額又は所得金額
分離事業・雑所得	円	円	円	円	円
分離以外の經常所得	円	円	円	円	円
短期譲渡所得	円	円	円	円	円
長期譲渡所得	円	円	円	円	円
一時所得	円	円	円	円	円
山林所得	円	円	円	円	円
退職所得	円	円	円	円	円

4 総所得金額等の赤字（純損失額）の内訳

所得の種類	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
総所得の赤字	円	円	円	円

5 総所得金額等の計算

所得の種類	通算後の所得金額	特別控除額	所得金額(④-⑥)
総所得	円	円	円
所得	円	円	円
所得	円	円	円
所得	円	円	円

()枚のうち()枚目

付表の一

改正後

更正決定等通知書（総所得金額等の計算書（純損失等の繰越控除用）／付表の二）

平成 年分 総所得金額等の計算書
（純損失等の繰越控除用）

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

繰越控除前の所得金額	繰越純損失額 (前年から繰り越した純損失の金額)	差引計 (A-B)	④の金額 (土地等の事業・雑所得と「総所得」の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるとき、又は「分離短期譲渡」と「分離長期譲渡」の④の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるときは、その赤字と黒字を相殺した後の金額が書かれています。)
総所得 ①	②	③	④
所得 ②			
所得 ③			
山林所得 ④			
退職所得 ⑤			

(2) 所得相互間の控除

⑥のうち、赤字の金額の合計額	⑦のうち、黒字の金額	差し引かれる⑧の赤字の金額	繰越損失控除後の金額(⑨)
⑥	⑦	⑧	⑨
総所得 ⑦	⑧	⑨	⑩
所得 ⑧	⑨	⑩	⑪
所得 ⑨	⑩	⑪	⑫
山林所得 ⑩	⑪	⑫	⑬
退職所得 ⑪	⑫	⑬	⑭

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額 (前年から繰り越した雑損失の金額)	⑭損失控除前の所得金額	⑮差し引かれる⑯の赤字の金額	⑰雑損失控除後の金額(⑱)
⑲	⑭	⑮	⑯
総所得 ⑱	⑲	⑳	㉑
所得 ㉒	㉓	㉔	㉕
所得 ㉖	㉗	㉘	㉙
所得 ㉚	㉛	㉜	㉝
山林所得 ㉞	㉟	㊱	㊲
退職所得 ㊳	㊴	㊵	㊶

3 総所得金額等の計算

繰越損失控除後の金額 (又は赤字による赤字控除後の金額)	⑰特別控除額	⑳所得金額(㉑-⑰)
㉑	㉒	㉓
総所得 ㉑	㉒	㉓
所得 ㉔	㉕	㉖
所得 ㉗	㉘	㉙
所得 ㉚	㉛	㉜
山林所得 ㉝	㉞	㉟
退職所得 ㊱	㊲	㊳

() 枚のうち () 枚目

付表の二

改正前

総所得金額等の計算書
（純損失等の繰越控除用）

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

繰越控除前の所得金額	繰越純損失額 (前年から繰り越した純損失の金額)	差引計 (A-B)	④の金額 (土地等の事業・雑所得と「総所得」の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるとき、又は「分離短期譲渡」と「分離長期譲渡」の④の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるときは、その赤字と黒字を相殺した後の金額が書かれています。)
総所得 ①	②	③	④
所得 ②			
所得 ③			
山林所得 ④			
退職所得 ⑤			

(2) 所得相互間の控除

⑥のうち、赤字の金額の合計額	⑦のうち、黒字の金額	差し引かれる⑧の赤字の金額	繰越損失控除後の金額(⑨)
⑥	⑦	⑧	⑨
総所得 ⑦	⑧	⑨	⑩
所得 ⑩	⑪	⑫	⑬
所得 ⑭	⑮	⑯	⑰
山林所得 ⑱	⑲	⑳	㉑
退職所得 ㉒	㉓	㉔	㉕

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額 (前年から繰り越した雑損失の金額)	⑭損失控除前の所得金額	⑮差し引かれる⑯の赤字の金額	⑰雑損失控除後の金額(⑱)
⑲	⑭	⑮	⑯
総所得 ⑱	⑲	⑳	㉑
所得 ㉒	㉓	㉔	㉕
所得 ㉖	㉗	㉘	㉙
所得 ㉚	㉛	㉜	㉝
山林所得 ㉞	㉟	㊱	㊲
退職所得 ㊳	㊴	㊵	㊶

3 総所得金額等の計算

繰越損失控除後の金額 (又は赤字による赤字控除後の金額)	⑰特別控除額	⑳所得金額(㉑-⑰)
㉑	㉒	㉓
総所得 ㉑	㉒	㉓
所得 ㉔	㉕	㉖
所得 ㉗	㉘	㉙
所得 ㉚	㉛	㉜
山林所得 ㉝	㉞	㉟
退職所得 ㊱	㊲	㊳

() 枚のうち () 枚目

付表の二

改正後

更正決定等通知書（変動所得・臨時所得の平均課税の計算書／付表の三）

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書（通知書の別表の「課税額」欄の④に対する税額）は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分		氏名		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱		⑲		⑳					
				前		後		増減(△印)差額 (⑤-④)																																	
本年分の 変動所得の金額	事業所得・営業等 雑所得 計 (赤字の場合は0)	事業所得・営業等	①																																						
		雑所得	②																																						
		計 (赤字の場合は0)	③																																						
	臨時所得の金額																																								
変動所得の 超過額	前年以前2年間に 変動所得の 金額がある場合	前年	⑩																																						
		前年分 2年平均 (赤字の場合は0)	⑪																																						
	前年以前2年間に変動所得の金額がない場合 (⑩の金額そのまま)		⑫																																						
変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (⑪+⑫)		⑬																																							
課税される所得金額(総所得)		⑭																																							
⑬の金額が⑬の 金額を超える場合	調整所得金額 (⑬-⑫× $\frac{1}{2}$)	⑮																																							
	特別所得金額 (⑬-⑫)	⑯																																							
⑬の金額が⑬の 金額以下の場合	調整所得金額 (⑬× $\frac{1}{2}$)	⑰																																							
	特別所得金額 (⑬-⑰)	⑱																																							
調整所得金額⑰に対する税額		⑲																																							
平均税率 (小数点以下切捨て)		⑳																																							
特別所得金額⑱に対する税額(⑲×⑳)		㉑																																							
課税される所得金額(総所得)に対する税額(⑲+㉑)		㉒																																							

()枚のうち()枚目

付表の三

改正前

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書（通知書の別表の「課税額」欄の④に対する税額）は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分		氏名		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱		⑲		⑳			
				前		後		増減(△印)差額 (⑤-④)																															
本年分の 変動所得の金額	事業所得・営業等 雑所得 計 (赤字の場合は0)	事業所得・営業等	①																																				
		雑所得	②																																				
		計 (赤字の場合は0)	③																																				
	臨時所得の金額																																						
変動所得の 超過額	前年以前2年間に 変動所得の 金額がある場合	前年	⑩																																				
		前年分 2年平均 (赤字の場合は0)	⑪																																				
	前年以前2年間に変動所得の金額がない場合 (⑩の金額そのまま)		⑫																																				
変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (⑪+⑫)		⑬																																					
課税される所得金額(総所得)		⑭																																					
⑬の金額が⑬の 金額を超える場合	調整所得金額 (⑬-⑫× $\frac{1}{2}$)	⑮																																					
	特別所得金額 (⑬-⑫)	⑯																																					
⑬の金額が⑬の 金額以下の場合	調整所得金額 (⑬× $\frac{1}{2}$)	⑰																																					
	特別所得金額 (⑬-⑰)	⑱																																					
調整所得金額⑰に対する税額		⑲																																					
平均税率 (小数点以下切捨て)		⑳																																					
特別所得金額⑱に対する税額(⑲×⑳)		㉑																																					
課税される所得金額(総所得)に対する税額(⑲+㉑)		㉒																																					

()枚のうち()枚目

付表の三

改正後

更正決定等通知書（分離課税の短期譲渡所得の税額計算書／付表の四の二）

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の短期譲渡所得に対する税額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 殿

		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印)差額 (⑤-④)
		円	円	円
課税される 所得金額	総所得①			
	短期譲渡所得②			
	一般所得分 軽減所得分③			
総所得①に対する税額④				
一般所得分の 税額計算	短期譲渡所得②×40%⑤			
	総所得①+(短期譲渡(特別控除)所得②) (1,000円未満の端数を切捨て)⑥			
	⑥に対する税額(平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)⑦			
	(⑦-④)×110%⑧			
短期譲渡所得②(⑤)と⑧のいずれ に対する税額(か多い方の金額)⑨				円
軽減所得分の 税額計算	短期譲渡所得③×20%⑤			
	総所得①+(短期譲渡(特別控除)所得③) (1,000円未満の端数を切捨て)⑥			
	⑥に対する税額(平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)⑦			
	(⑦-④)⑧			
短期譲渡所得③(⑤)と⑧のいずれ に対する税額(か多い方の金額)⑨				円

変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算

平均課税対象金額 (「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の⑩の金額)	⑩	円		円
⑥が⑩の金額 を超える場合	調整所得金額 (⑥-⑩×⑧) (1,000円未満の端数を切捨て)	⑪		
	特別所得金額 (⑥-⑪)	⑫		
⑥が⑩の金額 以下の場合	調整所得金額 (⑥×⑧) (1,000円未満の端数を切捨て)	⑪		
	特別所得金額 (⑥-⑪)	⑫		
税額	調整所得金額⑪に対する税額⑬			
	平均税率(⑧×100) (小数点以下切捨て)	⑭	%	%
	特別所得金額(⑫×⑭)	⑮	円	円
	特別所得金額⑮に対する税額⑯			
税額の合計(⑬+⑯)		⑰		

()枚のうち()枚目

付表の四の二

改正前

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の短期譲渡所得に対する税額は、この計算書によって計算してあります。）

氏名 殿

		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印)差額 (⑤-④)
		円	円	円
課税される 所得金額	総所得①			
	短期譲渡所得②			
	一般所得分 軽減所得分③			
総所得①に対する税額④				
一般所得分の 税額計算	短期譲渡所得②×40%⑤			
	総所得①+(短期譲渡(特別控除)所得②) (1,000円未満の端数を切捨て)⑥			
	⑥に対する税額(平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)⑦			
	(⑦-④)×110%⑧			
短期譲渡所得②(⑤)と⑧のいずれ に対する税額(か多い方の金額)⑨				円
軽減所得分の 税額計算	短期譲渡所得③×20%⑤			
	総所得①+(短期譲渡(特別控除)所得③) (1,000円未満の端数を切捨て)⑥			
	⑥に対する税額(平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)⑦			
	(⑦-④)⑧			
短期譲渡所得③(⑤)と⑧のいずれ に対する税額(か多い方の金額)⑨				円

変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算

平均課税対象金額 (「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の⑩の金額)	⑩	円		円
⑥が⑩の金額 を超える場合	調整所得金額 (⑥-⑩×⑧) (1,000円未満の端数を切捨て)	⑪		
	特別所得金額 (⑥-⑪)	⑫		
⑥が⑩の金額 以下の場合	調整所得金額 (⑥×⑧) (1,000円未満の端数を切捨て)	⑪		
	特別所得金額 (⑥-⑪)	⑫		
調整所得金額⑪に対する税額⑬				
平均税率(⑧×100) (小数点以下切捨て)		⑭	%	%
特別所得金額(⑫×⑭)		⑮	円	円
特別所得金額⑮に対する税額⑯				
税額の合計(⑬+⑯)		⑰		

()枚のうち()枚目

付表の四の二

改正後

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額等」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分		氏名		股	
		金額		金額	
平成 年分の 純損失の 金額	A 所得	① 総所得	円	④ 総所得	円
		② その他の所得		⑦ その他の所得	
		③ 所得		⑧ 所得	
		⑤ 所得		⑩ 所得	
		⑥ 所得		⑪ 所得	
純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	C 課税される 所得金額	⑪ 総所得		⑫ 総所得	
		⑫ 所得		⑬ 所得	
		⑭ 所得		⑮ 所得	
		⑯ 所得		⑰ 所得	
純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	D ⑪に対する 税額	⑱ ⑪に対する税額		⑲ ⑫に対する税額	
		⑳ ⑫に対する税額		⑳ ⑬に対する税額	
		㉑ ⑭に対する税額		㉑ ⑭に対する税額	
		㉒ ⑮に対する税額		㉒ ⑮に対する税額	
		㉓ 計		㉓ 計	
純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	E 定率減税 相当額	㉔ 定率減税相当額		㉔ 定率減税相当額	
		㉕ ⑳ - ㉔		㉕ ㉑ - ㉔	
		㉖ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)		㉖ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		純損失の金額の繰戻しによる還付金額		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
⑳ - ㉖		㉕		㉕ - ㉖	
㉗ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)		㉗		㉗ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		純損失の金額の繰戻しによる還付金額		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
㉘ (㉗ - ㉕) と㉕のいずれか少ない方の金額		㉘		㉘ (㉗ - ㉕) と㉕のいずれか少ない方の金額	

() 枚のうち () 枚H

改正前

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額等」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分		氏名		股	
		金額		金額	
平成 年分の 純損失の 金額	B 所得	④ 総所得	円	⑦ 総所得	円
		⑦ その他の所得		⑩ その他の所得	
		⑧ 所得		⑪ 所得	
		⑩ 所得		⑫ 所得	
		⑪ 所得		⑬ 所得	
純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	C 課税される 所得金額	⑫ 総所得		⑭ 総所得	
		⑬ 所得		⑮ 所得	
		⑯ 所得		⑰ 所得	
		⑰ 所得		⑱ 所得	
純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	D ⑫に対する 税額	⑲ ⑫に対する税額		⑲ ⑭に対する税額	
		⑳ ⑬に対する税額		⑳ ⑮に対する税額	
		㉑ ⑯に対する税額		㉑ ⑰に対する税額	
		㉒ ⑰に対する税額		㉒ ⑱に対する税額	
		㉓ 計		㉓ 計	
純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	E 定率減税 相当額	㉔ 定率減税相当額		㉔ 定率減税相当額	
		㉕ ㉑ - ㉔		㉕ ㉒ - ㉔	
		㉖ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)		㉖ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		純損失の金額の繰戻しによる還付金額		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
㉗ ㉑ - ㉖		㉗		㉗ ㉒ - ㉖	
㉘ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)		㉘		㉘ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		純損失の金額の繰戻しによる還付金額		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
㉙ (㉗ - ㉕) と㉕のいずれか少ない方の金額		㉙		㉙ (㉗ - ㉕) と㉕のいずれか少ない方の金額	

() 枚のうち () 枚目

改 正 後

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書／附表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書
平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名	殿			
総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の商品先物取引の雑所得等の金額

損失の種類	①前年から繰り越された損失額		②本年分の所得から控除される繰越損失額		③翌年への繰越損失額 (②-①)	
	円	円	円	円	円	円
その年の前年(1)年分 損失	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	所得					
	所得					
その年の前年(2)年分 損失	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	特定居住用財産分					
	雑 損 失					
	雑 損 失					
その年の前年(3)年分 損失	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	所得					
	所得					
その年の前年(4)年分 損失	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	特定居住用財産分					
	雑 損 失					
	雑 損 失					
本年分 純損失	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	所得					
	所得					
本年分 純損失	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	特定居住用財産分					
	雑 損 失					
	雑 損 失					

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	④ 純損失の金額 (前年繰り越した純損失の金額は除く)	⑤ 居住用財産の譲渡損失 に係る純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す特定居住用財産分 以外の純損失の金額(④-⑤)
	円	円	円

() 枚のうち() 枚目

付表の九

改 正 前

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名	殿			
総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の商品先物取引の雑所得等の金額

損失の種類	①前年から繰り越された損失額		②本年分の所得から控除される繰越損失額		③翌年への繰越損失額 (②-①)	
	円	円	円	円	円	円
その年の前年(1)年分 損失	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	所得					
	所得					
その年の前年(2)年分 損失	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	特定居住用財産分					
	雑 損 失					
	雑 損 失					
その年の前年(3)年分 損失	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	所得					
	所得					
その年の前年(4)年分 損失	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	特定居住用財産分					
	雑 損 失					
	雑 損 失					
本年分 純損失	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	所得					
	所得					
本年分 純損失	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	特定居住用財産分					
	雑 損 失					
	雑 損 失					

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	④ 純損失の金額 (前年繰り越した純損失の金額は除く)	⑤ 居住用財産の譲渡損失 に係る純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す特定居住用財産分 以外の純損失の金額(④-⑤)
	円	円	円

() 枚のうち() 枚目

付表の九